

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.15

困ったときは、早めに相談を

消費者相談

(市役所3階 相談室)

毎週水曜日10時～15時

マルチ商法にご用心

商品を販売しながら新たな会員を勧誘すると利益が得られるとし、知人や友人を販売員にして、それぞれが会員を増やしながら商品を販売する商法です。

〈事例〉

知人から、商品を購入して人を勧誘するだけでももうかる話があると云われ、説明会場に行くと、提示された商品を買って、友人を誘うと確実に配当があるというものでした。ネットワークビジネスという新しい販売方法と聞いたが、本当にお金がもらえるか不安です。



🔒 だまされないためのかぎ

- 友人や知人など親しい人からの勧めであっても、甘いもうけ話はきっぱりと断るべきです。
- 多額の借金や商品の在庫を抱えたり、人間関係が壊れることもありますので、少しでもおかしいと思ったら、契約しないことです。

🔒 契約してしまったら

- 契約書面を受け取った日から20日以内であれば、契約の解除(クーリング・オフ)ができます。
- 20日経過後でも会員契約は中途解約できますし、商品の返品についても一定の条件を満たせば返品できる場合もありますので、詳しくは生活・消費相談センターにご相談ください。

生活・消費相談センター、相談室は庁舎3階です。
詳しくは受付でおたずねください。

●おたずね／生活・消費相談センター ☎21-6682

広報 いずも 第100号

毎月第2・4木曜日発行

(発行日を一部変更する月があります)

発行日:平成21年(2009)5月14日

発行:出雲市

編集:広報情報課

〒693-8530 出雲市今市町70

TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509

Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212

佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444

多伎支所 TEL86-3111

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税の納期は

5月18日(月)～
6月1日(月)です。

期限までに忘れず納めましょう
●市民税課(TEL21-6703)●